

平成23年第4回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成23年4月25日(月)午後3時

庁舎分館2階大会議室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

1番	大野木	奥治	2番	椎名	幸雄
3番	根本	勇	4番	田口	重幸
5番	森	正昭	6番	掛川	正治
7番	三須	清一	8番	飯塚	誠
9番	斉藤	隆	10番	染谷	智一郎
11番	新堀	政夫	12番	阿曾	敏夫
13番	渡辺	陽一郎	15番	増田	忠夫
17番	須藤	喜一郎	18番	小池	良雄
19番	高田	勝禎			

4. 欠席委員

14番	渡邊	光雄	16番	増田	利夫
-----	----	----	-----	----	----

5. 出席事務局職員

局長	海老原	美宣
次長	飯塚	豊
次長補佐	大野	祐信
農地係長	花嶋	孝雄

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

報告事項

議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する
専決処分について

議長 それでは、開会いたします。

ただいまから平成23年第4回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は17名ですので、委員総数の過半数を超えているため、総会は成立しております。

初めに、会議規則第26条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を指名いたします。

12番 阿曾 敏夫委員

13番 渡辺陽一郎委員

よろしく願いいたします。

それでは議事に入ります。

最初に議案の審査をいたします。

本日の議案につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 本日の議案案件は、議案第1号から第4号まででございます。

議案第1号は、「農地法第3条の規定による許可申請」1件でございます。

内容は、我孫子市柴崎台3丁目地先の畑の所有権移転で、申請面積は176㎡でございます。

譲受人は、農業を営んでいる者ですが、区画整理時の農地を共有物の分割で7人から3人名義とするものです。

議案第2号は、「農地法第5条の規定による許可申請」3件でございます。

3件とも農地を効率的に活用するための農地造成で、一時転用ですので、権利の移動はありません。

整理番号1の申請地は、我孫子市布施下地先の畑で、申請面積は1,340㎡でございます。

整理番号2の申請地は、我孫子市布施字本願寺地先の田と畑で、2,754㎡でございます。

整理番号3から6までの申請地は、我孫子市高野山新田字宮下地先の田で7,935㎡でございます。

議案第3号は、「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明」1件でございます。

議案第4号は、「農用地利用集積計画(案)の決定について」9件でございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画(案)の適否について判断を求められたものです。

議案上程については、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 当局からの議案説明については、以上で終わりました。

続いて、新堀部会長から第3部会で審議された報告をお願いいたします。

新堀部会長、よろしく願いいたします。

新堀政夫部会長（第3部会） 皆さんこんにちは。どうもきょうはお忙しい中、また悪天候の中、お集まりくださいますことありがとうございます。

それでは、せんだっての第3部会のご報告を座らせてさせていただきたいと思います。どうぞ審議のほどよろしく願いします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご報告いたします。

譲受人は、市内の農家で世帯構成は6人家族で、4人従事者でございます。

現在、自作地2万3,063㎡の農地を耕作しており、申請地を含めて引き続き耕作を続けていく意欲があると認められました。

申請地を確認し、申請内容をもとに審議したところ、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、第3部会では全員一致をもって許可相当であるのご意見でございました。

続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」についてご報告いたします。

整理番号1の申請地は、我孫子市布施下地先の畑で、面積は1,340㎡でございます。道路路面から低い畑であったため、雨水がたびたび流入しており、耕作にも苦勞していたため、60cmほど嵩上げをするものです。他法令の関係では、市の埋立条例が該当し、手賀沼課に申請しています。また、土砂の安全性につきましては、土砂の発生元証明書及び地質分析結果証明書で確認しております。

続いて、整理番号2の申請地は、我孫子市布施字本願寺地先の田4筆と畑1筆で、計2,754㎡でございます。

この場所は、昨年12月に案件として農地造成した隣地となります。現在は水稻を作付していますが、水はけで悪いので道路面より高くして、サツマイモや野菜などの畑として耕作したいため、農地造成をするものです。

他法令の関係では、市の埋立条例が該当し、手賀沼課に申請しております。また、土砂の安全性につきましては、土砂の発生元証明書及び地質分析結果証明書で確認しております。土砂の搬入につきましては、整理番号1と同じ譲受人となっており、中型の4t車で住宅地を迂回する経路で搬入する計画となっております。

続きまして、整理番号3から6までの申請地は、我孫子市高野山新田字宮下地先の田11筆で計7,935㎡でございます。水稻を耕作していますが、水はけが悪いため、道路面と等しくなるよう、天地返しをしながら農地造成をして水稻の作付を予定しています。

申請地の中に水路敷と赤道の道路がありますが、管理者の道路課に申請しています。また、手賀沼土地改良区の意見書も添付されております。

他法令の関係では、面積が3,000㎡を超えているため、県の残土条例が該当し、東葛飾県民センターに申請しています。

また、土砂の安全性につきましては、土砂の発生元証明書及び地質分析結果証明書で確認しております。土砂の搬入につきましては、10t車で搬入する計画になっています。

議案第2号の3件とも農地造成の一時転用ですので、権利の移動はありません。

すべての申請地を確認し、申請内容をもとに審議したところ、特に支障はないものと判断して、第3部会では全員一致をもって許可相当という意見でございました。

続きまして、議案第3号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明」についてご報告いたします。

申請地は下ヶ戸字向口の畑で2,210㎡です。買い取り申出事由の生じた方は、申請者の母でございまして、高齢による病気などにより、筋力の低下を来し農業従事が困難とのことで、公園緑地課へ申請されており、必要書類として証明するものです。第3部会では、全員一致をもって証明相当という意見でございました。

続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」ご報告いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農地利利用集積計画(案)の適否についての判断を求められたものの9件であります。

申請の権利内容は、賃貸借権の新規設定が6件、再設定が3件です。

申請地は、我孫子市岡発戸ほか29筆で、計3万7,523㎡です。

賃借料は、整理番号5と9が10a当たり2万円、整理番号2が無償となっており、その他は10a当たり玄米90kgです。

計画の内容は、借受者の経営農地の効率的など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

よって、第3部会では、全員一致をもって承認相当という意見でございました。

以上で、第3部会での審議した結果のご報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 以上、議案第1号から議案第4号について、部会長より報告がありました。

部会長の報告に対し、採決する前に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 議案第3号についてお尋ねします。

主たる農業の従事者証明ということで、先ほどの説明ございましたが、平成21年ですか、

9月25日にこれらの証明について手数料をとということで議案に提出されてありますが、その後あのときの説明では、対象となる証明書という形で(1)から(14)まで証明が出されるような議案の資料にありましたが、それらについての料金の一覧表というものができていたら委員の皆さんに、私らも内容がわかりませんからひとつ配付していただきたいなと思っておりますが。

事務局 手数料条例が新たにできまして、証明するものはすべてなんですけれども、1通300円かかります。証明の種類というのはちょっと今ここで手元にはないんですけれども、農業委員会がいろいろな形で証明書という形で出すものは、すべて手数料300円かかります。

阿曾敏夫委員 わかりました。平成21年のときの議案で出された中でその結果について私ら確認、承認したということになっておりますが、できたら次回にでもその一覧表というか、1番から14番まで議案として出されておりましたので、明示されたような書類を出していただきたいと思いますが。

事務局 はい、わかりました。次回資料としてお出しいたします。

阿曾敏夫委員 よろしく申し上げます。

それから、もう1点、これの申出の事由の中に買い取り申出事由という故障ということが表示されておりますが、私もこの内容について、生産緑地法の10条関係というやつでQ & Aで調べてみましたが、国土交通省令で定めるその他の事由により農林漁業に従事することができなくなる故障とはどのようなものが考えられるかというような設問に対して答えとして、主たる農業者が養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4)や特別養護老人ホーム(同法20条の5)に入所する場合や、著しい高齢となり、運動能力が著しく低下した場合などが考えられますということで、先ほど病気というようなことがいろいろなこの事由の分類の中を見ると、一つは相続で一つは故障、もう一つについてはその他ということで病気というふうに三つに分けられているようなデータがございますが、先ほどの説明は病気というようなことで、故障というような解説とはちょっと離れているのではないかなと思って、事務局、その辺どういうふうに分類して。

議長 それでは、事務局、説明お願いいたします。

事務局 生産緑地の解除は、死亡、あるいは故障という形になっているんですけれども、

この故障というのは、農業委員会ではなく、生産緑地の関係は解除とか認定とかというのはすべて都市計画課のほうでやってございます。公園緑地課が担当しているんですけども、その中で故障につきましては、病気等に伴って結果的に農業従事ができないということが認定されれば解除の申し出ができるということになっておりますので、この件に関しましては、実際に医師の診断書つきの申請書が公園緑地課のほうに出されておまして、あと手続的に実際に診断書どおりそのご本人がそういう状況であるかどうかというのは、面会をしております。そちらのほうにつきましては公園緑地課のほうでっておりますので、公園緑地課が解除の認定すればできるというふうな形になります。

以上です。

阿曾敏夫委員 わかりました。たまたま設問の中にQ & Aの中に都市計画法は国土交通省令だからその他の事由により農林漁業に従事することができなくなる故障とはという形で説明があったもので、分類の中見ると、相続と故障とその他で分類されているから、故障ということの定義がちょっとあれかなと思って質問したような次第です。わかりました。

議長 よろしいですか。

そのほか質問。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 議案第4号の9番、資料の36ページなんですけれども、三喜商事、先日部会でも少し話は、こちらの部会ではないですけれども、ありましたけれども、ほかの農地でももうニンニクの芽の生産をやっていないのが見えている状態で、またここで借りるといことなんですけれども、36ページの資料の農業経営の特徴というところに周年栽培と読まれるような記述がありますけれども、これに関してはどうなってますでしょうか。

議長 暫時休憩したいと思います。いかがですか。ご異議ありませんか。

(異議なし)

事務局 直接農政の担当者が来ましたらそこで開会してもらっていいですか。

(暫時休憩)

議長 それでは、再開いたします。

審議前議事に入ります。

ここで農政課より説明として職員が来ておりますので、先ほどの質問もう一度どうぞ、改めて。

渡辺陽一郎委員 改めてもう一度質問いたしたいと思います。

議案第4号整理番号9番の権利の設定を受ける者のほうの三喜商事の件なんですけれども、三喜商事ほかにも何度かここで土地の貸し借りの契約を許可した経緯があります。その土地の経緯を見ていると、周年のニンニクの芽の栽培という形でここで農業委員会で許可をしたんですけれども、その経緯が途中で周年ではなくなっているように見受けられることも農地を見ていてありました。1年中つくっているという話ではなくなっている状態を見ていますので、ここでまた周年で新たに10年という契約期間で大丈夫なのかと思いついて、質問をしたいと思います。

議長 農政課、よろしくをお願いします。

農政課 お世話になります。農政課、エビハラです。

まず、スタートラインが農地の賃借につきまして2件の農家さんから年月が別々だったんですけれども、1年間の契約という形で貸し付けを行いました。これは旧法律で行いましたので、まず農家である地主さんと私ども市役所が契約をしまして、市役所とこの三喜商事に又貸しする、賃借するというような形での農業参入で1年間の契約で進めさせてもらいました。

この1年間につきましては、まず皆様方に承認していただいた日にちなんですけれども、平成21年7月から22年の6月末までが 様と 様から私ども市が借り受けて、また三喜商事に貸し付けて1年間の貸し借りでした。続きまして、 さんの農地につきましては、同じ21年の今度は11月から昨年22年の10月までの1年間の農地の賃借という形で、地主さんから市役所が借りて又貸しする形で再度賃借する形で、双方期間は何カ月間ずれはありますけれども、1年間の契約という形で使わせてもらいました。

まず、農業参入するに当たりまして、もちろんこれは当初新規の農業参入でしたので、初めてのもちろん経験だったことでもありましたので、東葛飾の千葉県の事務所であります柏にあります農業振興センターの職員の方と連絡を密にしまして、農業参入についてのもちろん支援、措置どういうふうにしていこうかなということで、一緒にもちろん新規参入ということで、さらにまた法人ということでしたので、いろいろご相談しまして、まず周年栽培につきましては、当初はもちろん周年栽培でいいものをつくりたいということでもちろん取り組んでまいったんですけれども、ちょうど社会の流れではないんですけれども、ニンニクの芽がこれは球根自体はきちんと税関を通った中国の箱を1箱何千円かで輸入し

てきちんと検疫を通ったやつを農地のほうで栽培したんですけれども、それがやはり景気が大分ちょっと中国経済等が上向きになりまして、倍以上単価が高くなったということで、社長自体苦慮したということで聞いております。

プラス借り受けた農地につきましても、 様の農地につきましては、渡辺委員もご存じのとおり、あちらは水耕栽培で以前やっていたところなんですけれども、農地が10何年自來休耕していたものですから、地力をつける作業で1年間のうち大分苦勞して、土自体そういった適した農地にできなかったというのがまずそれで周年栽培ができなかったというような話として聞いております。

続きまして、上の さんの農地につきましては、あちらの農地につきまして比較的やはり1年弱ぐらい休んでいた農地なんですけれども、これは下のハウスの さんにつきましても、上のハウスの さんのところもそうだったんですけれども、昨年とても気候等が大分暑かったものですから、設備投資はそこまでかけられなくて、仮に例を挙げますと、遮光ネットを張るとか、そういった経費までとても手が回らなかったということもありまして、もちろん気象状況ということもありましたので、当初のもちろん計画していてやはり夏場2カ月ぐらい農地を休ませて周年栽培でいく計画だったんですけれども、1年間農地を借りさせてもらった内容で、当初の計画どおりいかなかったということで、社長の方からも聞いていますし、もちろん私どもも現場も何回となく見せてもらっておりますので、そういった実態は把握しておりました。

もちろんここで1年間というような契約で終わったんですけれども、やはり終わった内容につきまして地主さんとお話のずれというものもありまして、それで更新という形には一応なりませんでした。

それで踏まえまして、今年の3月なんですけれども、まずこの三喜商事につきましては、県のほうとしましても、そういった東葛管内でやはり初めてだったものですから、企業等の農業参入の支援促進事業ということで、県のほうからの補助金もいただいているんですね。今補助金というのは、あちらに中峠に建てさせてもらった野菜の集荷施設プラス中に入っています農業用の作業ですね、梱包機とか結束機につきましても、そういった新しい農業参入の支援ということで、県もやはりバックアップしているというような形で、県のほうも補助金出ささせてもらってまして、その内容ですから実態はどうなんだということで、3月末に私ども市の職員と県の担当者の職員と、あと足りないところの補助金につきましては、京葉銀行が融資で農業振興資金というふうなお金も三喜商事さん借りておりますので、そういった関係者を全部一堂に会しまして、一応1年間を振り返ってどうですかということでヒアリングも行いました。やはりつくって売って返していくというよう中形での1年間終わったわけなんですけれども、やはりいいものが当初考えていたとおりできなくて、ちょっとなかなかできなかったというのが正直なところの社長の話でした。

それです。県のほうとしましても、高額な補助金等もいただいている関係で、実際やはり口が悪いですが、これで傾いちゃってもうだめだというような形では県としても、もちろん市としても支援して入っていたわけですから、それも確認したところ、やはりこちらのほうに法人登記も全部こちらに移転しまして、メインバンクもこちらの銀行さんのほうに移転しまして、私どもはこちらでも地を埋めて頑張っていくというような話でのお話を聞きました。

これは県のほうにも言われたんですけれども、今現在ですからこの時点では農地のほうがなかったものですから、つくって売っていいもの、つくって売って販売してどんどん会社の収益等を上げていくというようなことをお話ししていましたので、市としても農地等のあっせんは積極的に行っていたらいいというふうな見解で、3月関係者集めて全部集めたときにお話がありまして、今回の議案として挙げさせてもらっている農地につきましては、この三喜商事の社長さんのところへ野菜等を持っている中峠の農家さんがおりまして、その農家さんがやはりお知り合いの農地なんです。実際お名前言うと 様という地主さんの農地を当初借りようと思ったんですけれども、その農地は一応まだ登記簿等を確認させてもらいましたら、まだ今年の秋口まで20年間納税猶予の期間中でした。本来でしたらその農地とプラス今回借り受けする飯野さんのところ約2反ぐらいで当初計画していたんですけれども、取り急ぎですから、前の前段階として先に さんの農地につきましては、納税猶予等も今何もかかっていない、ちょっと休耕していた農地なんですけれども、それを私どもと一緒に農家さん紹介させてもらって、きちんと農地に開墾をして、今回約6畝分ですけれども、そちらの農地の貸し借りということで、もちろん地主さんところと社長のほうとも私ども交えて何回となく協議を行いまして、地主さんにつきましてはもちろんそうした内容でしたら使っていただきたいということで了解いただきまして、今回の議案として提示させてもらった内容の経過です。よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明でわかりましたか。

渡辺陽一郎委員 わかりました。

議長 飯塚委員。

飯塚誠委員 すみません。ちょっと勉強不足なので1点確認をさせていただきたいんですけれども、 さんの農地のところに併設してつくった税金というか、その補助金が投入されている集荷施設というのはどうなっているんですか。

農政課 9 m 掛ける 9 m ぐらいの農業を行うだけの集荷施設です。これはちょっと話前後してしまいますけれども、昨年3月ですか、東葛管内の農業委員会さんの会長さんが集まるところでちょうど中峠のハウスを見させてもらったところの横に計画地ということで、今それは地主さんと折衝して転用を、きちんとその法律に基づいて農地の転用して、今後3月中に一応建築するというようなことでお話ししていた農地がありまして、そこに昨年の3月に建てましたこの三喜商事さんのほうが.....。

飯塚誠委員 そうではなくて、そこにもうニンニクの芽の栽培はやめて、当時はそのニンニクの芽の栽培を私の説明の聞き方が正しければ、均衡の産地に直送するために集荷施設が必要なんだということでしたが、そこをやめたらもうそれは更地にして返しているということですか、集荷施設は。

農政課 今現在も集荷施設の中で実際ニンニクをつくって栽培しています。

飯塚誠委員 当初の計画のニンニク栽培のハウスはやめたけれども、集荷施設だけは残っているということですか。

農政課 残っています。

飯塚誠委員 そうするとこういうのが変な話ですけども、どうしてこれがだめになったかという理由はさまざまあるにしても、また別の農地にハウスを例えば建てますよね。仮にそれで集荷施設が必要だということでそれは建てるということが繰り返されれば、その農地は平らになっても集荷施設だけは残る、そこで作業がずっと継続するというそういう可能性がありますよね。

農政課 そうです。もちろんこれはニンニクの芽を主としている経営体なんですけれども、あと今現在地元の農家さんとももちろんこの農業に入っていくということも近隣の農家さんともきちんとやっていきましょうというようなうたい文句がもちろんありますので、周りの農家さんから野菜等を逆に集荷しまして、そこで梱包等をして、近隣のスーパーとか問屋さんのほうに出しているというのもそれは今現在やっている作業です。

飯塚誠委員 ニンニクの芽以外でもその集荷施設は使って利益が出ているということですね。

農政課 はい。

議長 椎名委員さん、どうぞ。

椎名幸雄委員 この資料の中で、議案第4号9番ですか、その資料の中で農業経営の概要という中で、ニンニクの新芽のところの表なんですけれども、指定開始時生産量1万2,000kg、1束100gで1,200束、それでこの将来目標の中で2万4,000になっていて、その下は1束100で1万2,000束ですか、これが倍になっているけれども、出荷量が同じということ、これがちょっとおかしいのではないかと思います。

それからあとこの将来目標がここは3年ですけれども、こちらは将来目標5年ということで、この相互性というか、これはどのようになっているのでしょうか。

農政課 こちらこの三喜商事から上がってきた計画書なんですけれども、これは今現在が当初今回の議案が約6a分というような形で出して、今後お隣の農地も借り受けるというような農地でももちろん3年後というふうになっているんですけれども、確かにこれ2万4,000kg、1束100gですから確かに倍ですね。これちょっと単純な法人さんの誤りで、こちらのチェック漏れです。申しわけありませんでした。

こちらもですから当初でしたらもちろん3年なら3年、もちろん5年なら5年という形になりますので、これは再度またお話しして、5年後というか、計画で一本化した形で。

(休憩の声)

議長 それでは暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

議長 それでは再開いたします。

先ほどの椎名委員さんの質問、これについて資料が大分そろえるのおくれておりますので、事務局。

事務局 それでは、議案第4号9番の三喜商事の事業計画書の不備についてです。これにつきましては、内容が誤記というか、正しくありませんので、これにつきましては採決のときに整理番号が振ってございますので、これ9番だけは採決を別にして、残りは一括して採決をするというような形をお願いいたします。

議長 それでは、そのほか質問ございますか。

(なし)

なければ、採決に移ります。

部会長は自席にお戻りください。

それでは採決に移ります。

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請」については、部会長から許可相当であるとの報告がありました。

許可とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、許可することに決定いたしました。

議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請」については、部会長から許可相当であるとの報告がありました。

許可とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、許可することに決定いたしました。

議案第3号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明」については、部会長から証明相当であるとの報告がありました。

証明相当とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、証明することに決定いたしました。

議案第4号の「農用地利用集積計画(案)の決定」については、部会長から承認相当であるとの報告がありました。

採決については、整理番号1号から8号までと9号を分けて採決いたします。

議案第4号整理番号1号から8号まで、承認とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号第9号について、承認とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手なし)

挙手ないと認め、否決することに決定いたします。

以上で審議案件については、終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局より報告事項の説明を願います。

事務局 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については、4件です。

続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については、5件です。

以上です。

議長 その他事務局、何かありますか。

事務局 TPPの反対署名についてなんですけれども、きょうが締め切り日でございますので、持参された方はきょうまででお願いいたします。

それと、千葉県農業会議から依頼が来ております。全国農業委員会系統組織ということで、義援金の募集活動の依頼が来ております。東日本大震災の募金活動なんですけれども、1日も早い復興を支援するため、全国の農業委員会ということで、募集活動を願いたいということで来ておりますので、早速で申しわけないんですけれども、1口1,000円ということで1口以上お願いしますということで、これからちょっと回りますので、この中に入れていただきたいと思います。

締め切りは6月いっぱいまでになっておりますので、ちょっとということであれば次回には農業委員会事務局のほうに来たときにも、または総会するときでもよろしいんですけれども、6月いっぱい締め切りでございますので、できればきょう入れていただきたいと思いますということで、ちょっと回りますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは、委員さんの方、そのほか発言ありましたらお願いします。ないですか。

(なし)

発言なかったら、これをもちまして本日すべての事案は終了いたしました。

閉会といたします。ご苦労さまでした。